

寒河江市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び財産区をいう。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を検索することができるように体系的に構成した個人情報を利用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下この条において「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の項目
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 実施機関が法第75条第1項の規定により作成した個人情報ファイル簿に係る個人情報取扱事務
- (2) 実施機関の職員又は職員であった者に関する個人情報取扱事務
- (3) 1年以内に消去することとなる個人情報のみを利用する個人情報取扱事務
- (4) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は義務上必要な連絡のために必要な個人情報のみを利用する個人情報取扱事務

3 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。

4 実施機関は、第1項に規定する事項の廃止又は変更をしようとするときは、登録簿の登録の廃止又は変更をしなければならない。

5 実施機関は、前2項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務を開始し、又は変更した後に、登録簿への登録又は変更をすることができる。

6 実施機関は、前3項の規定により登録簿への登録又は廃止若しくは変更をしたときは、その旨を寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成17年市条例第19号）第1条の規定により設置する寒河江市情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。

7 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示することとされている情報)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、寒河江市情報公開条例（平成元年市条例第5号）第6条第1項第1号イ及びウ並びに同項第2号イ並びに同条第2項に掲げる情報とする。

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、寒河江市手数料条例（平成12年市条例第21号）に定めのある場合を除き、無料とする。

(開示請求の手続)

第6条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が別に定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限)

第7条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して15日以内に行なければならない。た

だし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第8条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(寒河江市情報公開・個人情報保護審議会への諮問)

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、寒河江市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

- (1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関において講ずる個人情報の取扱いに関する措置について、運用の方法を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年度、各実施機関の法及びこの条例の運用状況について、公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(旧条例の廃止)
- 2 寒河江市個人情報保護条例(平成17年市条例第18号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 次に掲げる者に係る旧条例第11条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた者
- 4 附則第2項の規定の施行の日前に旧条例第14条、第15条又は第16条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する旧個人情報の開示、訂正及び利用又は提供の中止については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報の開示、訂正及び利用又は提供の中止に係る処分に対する審査請求についての寒河江市情報公開条例の規定の適用については、なお従前の例による。
- 6 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員若しくは職員であった者又は附則第3項第2号に掲げる受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、附則第2項の規定の施行後に正当な理由がないのに旧個人情報を提供したとき、又はその業務に関して知り得た旧個人情報を自己

若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

7 附則第2項の規定の施行の際現に附則第3項第2号に掲げる者の代表者又はその代理人、使用人その他の従業者が、附則第2項の規定の施行後に正当な理由がないのに旧個人情報を提供したとき、又はその業務に関して知り得た旧個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、行為者を罰するほか、附則第3項第2号に掲げる者に対して前項の罰金刑を科する。

8 偽りその他不正の手段により、旧条例第18条第1項の開示決定に基づく旧個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(寒河江市情報公開条例の一部改正)

9 寒河江市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「寒河江市個人情報保護条例（平成17年市条例第18号）第23条第1項」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定により設置された機関として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項」に改める。

(寒河江市手数料条例の一部改正)

10 寒河江市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

5	個人情報保護	日本産業規格A列3番までの用紙にモノクロ単色刷りで複写したものの交付	1枚につき	10円
		日本産業規格A列3番までの用紙に多色刷りで複写したものの交付	1枚につき	50円

」を

「

5	個人情報保護	日本産業規格A列3番までの用紙にモノクロ単色刷りで複写したものの交付	1枚につき	10円
		日本産業規格A列3番までの用紙に多色刷りで複写したものの交付	1枚につき	50円
		録音カセットテープに記録されている情報を録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき	150円
		ビデオカセットテープに記録されている情報をビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき	190円

」に

改める。

(寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

11 寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「寒河江市個人情報保護条例（平成17年市条例第18号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、寒河江市個人情報保護法施行条例（令和5年市条例第4号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）」に改める。

第2条第2号中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法施行条例」に改める。